

「北区基本計画2015」及び「北区経営改革プラン2015」  
の改定のための検討会 第5回 議事録

日 時：平成31年1月21日（月）午後6時30分～午後9時02分

場 所：岸町ふれあい館3階第5集会室

1 開 会

2 関係部長紹介

3 第2回検討会議事録及び第3回検討会議事録について

4 議 題

- (1) 第3分野（まちづくり、環境、安全・安心、情報通信など）について
- (2) その他

5 閉 会

出席者	北原理雄会長	加藤久和副会長	
	八木裕子委員	藤井穂高委員	
	大塚麻子委員	小澤浩子委員	鈴木将雄委員
	田辺恵一郎委員	永沢 映委員	和氣よしえ委員
	渡辺秀一委員	織戸龍也委員	金澤達也委員
	櫻井寛己委員		

質疑応答

○会長

皆さん、こんばんは。年明け最初の検討会になります。お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日は、第5回の検討会ということで、今日を含めて、残すところ3回になります。

今日は、第3分野を議題に設定されています。第3分野は、まちづくり、環境、安全・安心、情報通信などを基本政策に掲げているということで、大変幅広くなっています。

どうぞよろしくをお願いします。

それでは、次第に沿って進めてきたいと思います。

2番目の関係部長の紹介をいたします。

○区

政策経営部長の中嶋です。皆様、本年もどうかよろしくお願ひいたします。

それでは、本日、議題がかなり幅広くなっております。6名の所管部長が出席しておりますので紹介させていただきます。

峯崎危機管理室長です。

宮内区民部長です。

早川生活環境部長です。

横尾まちづくり部長です。

寺田十条・王子まちづくり推進担当部長です。

佐藤土木部長です。

関係部長は、以上の6名になってございます。

本日の議論の中で、各部長から発言させていただく場面もあると思います。どうかよろしくお願ひいたします。

○会長

どうもありがとうございます。関係部長の皆さん、よろしくお願ひいたします。

それでは、次第の3番目になりますが、第2回検討会議事録及び第3回検討会議事録について、事務局から説明をお願いします。

○区

事務局でございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

第2回目の検討会議事録につきましては、1月10日までにご意見をお寄せいただきまして、修正した確定版を本日、席上に配付しております。

また、第3回検討会議事録原稿につきましても、席上に本日、配付させていただいております。お手数ですが、本日お持ち帰りいただきまして、ご確認をいただきまして、修正が必要な場合には、1月31日、木曜日までに事務局にご連絡をお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長

議事録について、よろしいでしょうか。

第3回の検討会議事録については、修正箇所がある場合は、1月31日、木曜日までに、事務局にご連絡をお願いします。

それでは、資料の確認をお願いします。

○区

それでは、資料の確認の前に、委員の皆様の確認をさせていただきたいと思っております。本日は、4名の方からご欠席というご連絡をいただいております。

また、委員につきましては、ご連絡がないので、いらっしゃるとは思いますが、まだ、お見えになっていない状況で、現在、11名の皆様がいらっしゃいます。過半数

には達しておりますので、本日の検討会は、有効であるということは、ご報告をさせていただきます。

では、引き続き資料の確認をさせていただきます。

皆様に事前送付いたしました資料でございますけれども、本日第5回目の次第でございます。

その次に、資料の1番といたしまして、検討会資料の見方。

次に、資料の2としまして、A3判のカラー刷りのものですが、パワーポイント個別資料ということで、3-1から3-8までの内容になってございます。

次に、資料の3ということで、第3分野の用語集。

最後に資料の4ということで、施策体系図の新旧対照表でございます。

なお、資料2につきましては、本日の説明の順に並べかえてあります。

漏れはございませんでしょうか。

また、手提げ袋の中には、皆様からお預かりしている資料一式が入っておりますので、議論の中でご活用していただければと存じます。

以上です。

#### ○区

皆さん、資料はよろしいでしょうか。

それでは、議題に入ります。

まず、(1)の第3分野についてです。第3分野は、基本施策が8項目と大変多くなっています。

そこで、前回と同様に、説明を分けてお願いしようと思います。

まず、資料1とそれから、資料2のうちの3-2、3-1、3-3、3-5を説明していただきまして、それらについて、質疑応答を行います。

その後、10分間程度の休憩を挟んで、休憩の後、資料2の3-4、3-6、3-7、3-8。そして、資料3、資料4の説明をしていただき、それについて質疑応答を行います。そのように進めていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

#### ○区

では、私から、資料1と資料2、また、あわせまして、資料4につきまして、ご説明をさせていただきたいと思えます。

最初に、資料2の3-2、3-1、3-3、3-5までご説明をさせていただきます。

なるべく簡潔に説明するよう努めさせていただきますが、おおむね20分くらい見込んでございます。よろしく申し上げます。

まず、それでは、資料の1番をごらんください。こちらは、検討会資料2の見方になっておりまして、前回までの検討会と同様の内容となっておりますので、説明は、省略をさせていただきますが、資料の2の内容を見るときに、必要に応じてご参照いただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

本日でございますけれども、基本構想で定めました三つの目標のうちの基本目標の3

番というもので、「安全で快適なうるおいのあるまちづくり」、第3分野という言い方をしていますけれども、この内容について、ご議論をお願いしたいと思います。

先ほど、会長からもご紹介をいただきましたが、まちづくり、環境、安全・安心、情報通信などの内容となっております。3-1から3-8までありまして、八つの柱から構成されている分野ということになります。

それでは、資料2の1ページをまず、ごらんいただきたいと思います。

3-2という柱でございまして、安全で災害に強いまちづくりについてでございます。資料2の1ページをごらんください。

また、資料4では、2ページの内容になります。

1ページでは、安全で災害に強いまちづくりということで、基本政策を三つお示ししております。

2ページを見ていただきますと、続きまして、二つの基本施策、4番、5番ということで、こちらの内容は五つの基本政策に分かれてございます。

また、単位施策については、お示しのとおりとなっております。

単位施策の(1)防災まちづくりの③土砂災害対策の推進という単位施策につきましては、今回、新設した単位施策というようになります。

3-2の内容でございしますが、3、災害に強いまちづくり、交通安全、地域防犯などを主な内容としている柱でございます。

では、資料2の2ページをお開きください。

こちらは、一番下のところに、いつものような形になりますが、区民とともにといった内容をお示ししております。

まず、区民に期待するところの内容でございすけれども、一つ目のところが、災害に強いまちづくりの関係でございす。

二つ目のところが、災害に備えた事業者に対しまして期待すること。

そして、三つ目と四つ目が、災害時に備えまして、または、災害時に区民の皆様を期待することという内容になっております。

そして、五つ目のところが、交通安全に関すること。

最後の6つ目のところが、地域の防犯力の向上に関して、区民の皆様を期待することといった内容になってございます。

それでは、個別の基本施策ごとに見てまいりたいと思います。

3ページをごらんください。

基本施策(1)防災まちづくりでございます。こちらは、目指す状態ということで、地震・水害に強い安全・安心なまちづくりを実現するというもので、2020年に向けましては、防災まちづくりの各事業の促進を東京都と連携して図る。あわせまして、自治体の取り組み事例なども積極的に研究をしまして、事業推進のためのノウハウなどを取り入れていくということです。

次に、住民の理解と協力のもと、民間事業者等を含めました、多様な主体と協働しまして、明確な目標を意識しながら、積極的に事業に取り組んでいくとしてございます。

そのために、施策の方向性ということで三つ挙げてありまして、都市の防災機能の向上、②治水対策等の推進、そして、三つ目が、がけの多い北区の地域特性などを踏まえ、

土砂災害対策の推進を新たに単位施策として設けました。

こちらの施策の方向性でございますけれども、危険性のあるがけ・擁壁等については、補強で改善を促すということとあわせて、所有者等に改善に向けた啓発を図るすとか、土砂災害警戒区域やハザードマップの周知などを図っていくことを施策の方向性の中身としてございます。

次に、4ページにお進みください。

基本施策（2）です。防災体制の整備・充実といった内容でございます、防災活動拠点が避難者等の支援といった公助での防災体制を強化するといったことを目指しまして、2020年に向けては、近年の気象変動等によります想定外の災害、こちらが全国で多発しており、各災害におけます他自治体の対応ですとか、事例などを研究しながら、北区の地域特性を踏まえた新たな防災・減災対策を講じるとしてございます。

施策の方向性、二つでございます、予防・応急体制の整備・充実と復旧・復興体制の整備・充実という中身になってございます。

こちらにつきましては、以上です。

次に、5ページにお進みください。

先ほどの内容が公助に重きを置いた内容であるのに比べまして、（3）は地域の防災力の向上ということで、自助・共助の関係の内容が中心になります。

地域ぐるみで災害に対応できる体制を構築するという状態を目指しまして、2020年に向けては、これまでの事業を継続していくということとともに、過去に被災した他自治体の取り組みの事例を教訓としながら、そのノウハウをどう取り入れていくということと、区民の理解と協力のもと、民間事業者等も含めまして、協働して、自助、共助、公助の原点に立ち返りまして、平常時から緊急事態を想定した対応をしていくとしてございます。

施策の方向性、三つでございます、災害時に備えた地域のきずなづくりということでございます。こちらは、地区防災運営協議会を中心に、地域の防災意識ですとか、結束力の向上を図りまして、災害時における協力体制を構築していくことを目指しています。

二つ目が、防災意識の向上、そして、三つ目が、防災行動力の向上ということで、自主防災組織の育成や装備の充実などの中身と、区内事業者に対しまして、地域貢献活動を求めたり、事業所内の備蓄などを推進していただくといった中身になってございます。

また、避難行動要支援者や外国人への対策を講じていくというものでございます。

次に、6ページにお進みください。

（4）になりまして、交通安全対策の推進ということになります。交通事故などの不安がなく、安心してくらすことのできるまちづくりを推進するという状態を目指しまして、2020年に向けてでは、区内3警察署ですとか、交通安全協会と連携しまして、さまざまな啓発事業を実施してくるとともに、安全で快適な歩行者空間を確保していくという中身です。

施策の方向性は二つです、一つ目が交通安全教育の充実ということで、今後の課題のところにもありますが、高齢者の交通事故の割合なども増加しているといった状況な

ども踏まえまして、高齢者向けの交通安全教育や講習会なども充実していくといった方向性としています。

二つ目でございますが、安全な歩行者空間のところということで、一つ目がソフトの内容で、二つ目が、ハードに少し寄った内容となっております、安全な歩行者空間を確保していく、また、バリアフリー化や拡幅を行いまして、安全で快適な歩行者空間を確保していくといった施策の方向性になってございます。

こちらは、以上です。

次に、7ページにお進みください。

こちらが五つ目の基本政策で、地域防犯活動の充実ということになります。

治安の面からの安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するというために、2020に向けましては、子どもや高齢者の防犯意識の向上ですとか、地域防犯活動を促進するということ。

また、地域における安心・安全な防犯環境の整備、地域防犯力の向上を図っていくということで、施策の方向性としましては、一つ目が、地域防犯活動の充実ということでございます。啓発活動の実施などをしていくということですので、防犯カメラの設置・運営の促進や支援を行っていく中身になります。

そして、二つ目のところが、危機管理体制の整備ということで、互助の部分になってくるかと思いますが、自然災害以外の緊急事態が発生した場合に備えまして、危機管理体制の構築なども行っていくというものでございます。

また、関係機関との連絡調整、職員の意識づくりなどにも取り組んでいくという中身になってございます。

こちらにつきましては、以上です。

次に、8ページにお進みください。

3-2の内容が以上でございまして、ここからが3-1の中身に入っております。3-1ですので、資料の4では、1ページの中身になります。

3-1ということで、計画的なまちづくりの展開についてでございまして、こちらは、基本施策をお示しの二つとなっております。単位施策につきましても、変更等はありません。

一番下、「区民とともに」をごらんください。

まず、一つ目のところでございますが、良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民、事業者等によります、主体的な取り組みを行うということ。

また、三つ目のところでございますが、各事業進捗に伴い発生します課題につきまして、地域で共有をしていただき、解決・改善する。

そして、最後のところでは、地域活動を地域住民へ積極的に発信し、新たな参加者も呼び起こしていくとしてございます。

では、9ページをごらんください。

一つ目の基本施策、適正な土地利用への誘導ということでございます。地域の特性を生かした計画的なまちづくりを推進するということを目指しまして、2020年に向けてでございますけども、都市計画マスタープランに基づきまして、地域の個性、コミュニティを生かした適正な土地利用を誘導し、計画的なまちづくりを推進するというもの

でございます。

施策の方向性でございますが、お示しの二つで、一つ目が適正な土地利用への誘導。そして、二つ目のところが、大規模敷地の有効活用という中身になってございます。こちらにつきましては、以上です。

次に、10ページをごらんください。

基本施策の二つ目、(2) 地域特性を重視した協働型のまちづくりというところで、目指すべき状態としまして、主要駅圏をはじめとしまして、各地域の特性に応じた良好な市街地の形成や、住環境の整備・向上を図るという状態を目指しております。

2020に向けてでございますけれども、行政や町会・自治会、また、まちづくり協議会等の多様な地域活動団体、こういったものが、責任や役割を理解した上で連携し、一体となったまちづくりを進めていくということ。また、事業と地域の特性というものを適切に捉えまして、区民の皆様がまちづくりに参画できる仕組みづくりや、地域の関心を高める機会といったものを積極的に提供していく、また、住民が主体となって課題解決に取り組めるように、まちづくりの効果等を事前に明示する機会、手法を地元の皆さんとともに、検討するというようにしてございます。

施策の方向性、一つ目です。協働型のまちづくりの推進というところでございますが、説明文の終わりの2行のところにもありますけれども、地域のきずなづくりとの整合をとりながら、まちづくりを推進するとしてございます。

単位施策、2番目です。地域特性に応じた拠点の整備というところでございますが、説明文の2行目のあたりになります。地域住民の皆様が将来にわたり住み慣れた地域で生活し、一方で区外からの来街者を呼び込んで、地域の活性化にもつながっていくようなまちづくりを進めるとしてございます。

こちらは以上です。

次に、3-3、11ページをごらんください。資料の4番では、3-3ですので、3ページをごらんいただきたいと思っております。

3-3、利便性の高い総合的な交通体系の整備というところでございますが、基本施策をお示しの三つでございます。単位施策は、名称の変更などをしておりますので、資料4もあわせてごらんください。

「区民とともに」のところでございますけれども、まず、一つ目です。まちづくりの説明会に積極的に参加しまして、事業についての理解を深めるということ。

二つ目のところでは、公共交通機関の整備・充実を行っていくために、地域公共交通会議等の検討会議の中で、地域の実情に応じた公共交通のあり方等について、議論を深めていくということ。

そして、最後のところですが、交通事業者等は、附置義務自転車駐車を整備するといったこととなっております。

次に、12ページにお進みください。

(1)、一つ目の基本施策、体系的な道路ネットワークの形成ということで、だれもが安心して快適に移動(生活)することができるというような状態を目指しまして、2020のところでは、交通機能の向上と歩行者の安全性及び利便性を図るために、道路ネットワークや公共交通機関の整備事業を計画的に実施するとしてございます。

施策の方向性でございます。

三つですが、一つ目が、体系的な道路ネットワークの形成。

二つ目が、道路ストックの適正な管理。

そして、三つ目のところが、適正な自転車交通量の誘導となっております。

こちらは、自動車交通量の抑制というような単位施策の名称から、変更をしているところでございます。

こちらは以上です。

次に、13ページにお進みください。

(2)の基本施策、公共交通機関の利便性の向上というところでございまして、誰もが安心して公共交通機関を利用できるというような状態を目指しまして、2020に向けてのところをごらんください。コミュニティバスにつきましては、これまでの導入効果地域を踏まえつつ、社会情勢等の変化を捉えまして、新たな視点を取り入れるなど、より効果的な方策を検討していく。

また、東京オリパラ競技大会を契機とした、さらなる鉄道駅のバリアフリー化を推進となっております。施策の方向性の二つです。

一つ目が、公共交通機関の整備・充実というところでございます。

こちらは説明文の3行目の終わりのあたりをごらんいただきたいと思いますが、コミュニティバスを主体としました地域公共交通による移動手段の確保に向けた取組みを推進するとなっております。

また、交通結節点である駅前広場につきましては、交通混雑の緩和や乗り換えの利便性の向上を図るために、整備や改善を進めていくといった中身になっております。

二つ目の単位施策のところでは、利用者にやさしい交通施設の整備というところで、鉄道駅周辺のエレベーターの設置をするとともに、ホームドアの整備への支援なども行っていくということ。

また、2ルート目のバリアフリールートの整備への支援を行っていくといったこと。

そして、終わりの4行目のあたりになりますけれども、ソフト面の支援としまして「こころのバリアフリー」の取組みを促進していくといったような施策の方向性になってございます。

こちらは以上です。

14ページをごらんください。

(3)の基本施策でございまして、自動車・自転車利用の適正化というものでございます。自動車・自転車の適正な利用がなされ、区民が安心して快適に移動できるという状態を目指し、2020では、総合的な駐輪対策を推進し、区道の利用環境の向上を図ることによりまして、快適な生活環境を確保していくということの一つが、自転車専用通行帯の整備を推進し、より快適な自転車利用空間の創出を図っていくということになっております。

施策の方向性は、三つございまして、まず、一つ目のところですが、違法駐車・放置自転車の防止というところでございます。こちらは、左側の今後の課題のところをごらんいただきたいと思いますが、赤羽駅周辺の放置自転車数は減少傾向にあるものの、依然として都内で最も多い状態であります。そういった課題を受けましての施策になって

おります。

二つ目のところが、駐車場・自転車駐車場の整備・促進をしていくということ。

そして、三つ目のところが、歩行者・自転車が利用しやすい環境づくりということになっております。

なお、二つ目の単位施策のところでは、単位施策の名称を駐車場・自転車駐車場の整備というところから、一部変更をしてございます。

こちらにつきましては以上です。

次に、資料2の15ページへお進みください。

資料4では、5ページになります。3-5の快適な都市居住の実現ということでございまして、こちらは基本施策をお示しの三つになります。

お示しの三つでございまして、単位施策は、一部新しいものがございます。これは、個別のシートでご説明をしたいと思っておりますので、15ページの下、「区民とともに」をごらんください。

一つ目ですが、周辺環境や各まちづくり事業への理解を深めるということですか、二つ目の周辺環境や建替え・再生事業への理解を深めるということ。

そして、三つ目が事業者に対してですけれども、周辺環境・地域課題の理解を深めるということ。

それで、四つ目のところでは、北区の最重要課題の一つであります、子育てファミリー層等の定住化を促進するために、地域ぐるみで子どもを育むという環境の整備と機運といったものを醸成していくということでございます。

そして、五つ目のところですが、住宅確保要配慮者の住居確保に向けました支援に対する理解と協力体制を構築していくとしてございます。

こちら、15ページの基本施策、(3)のところですが、①子育て世帯・若年層の定住促進取り組み施策がありますが、こちらは、名称を変更しておりますので、オレンジ色になるべき部分でした。ここは、訂正をお願いしたいと思います。

では、16ページをごらんください。

一つ目の基本施策、良質な住宅の供給というところでございますが、様々な世帯層が、住み続けやすい居住環境をつくり、定住化を促進するといった状態を目指し、2020に向けてのところですが、区営住宅につきましては、福祉施策と連携をとりまして、住宅セーフティネットの構築を進めまして、住宅困窮度が高い世帯の居住安定を図るということ。また、長寿命化を図るとともに、計画的に建替えを進める。あわせまして、建物の耐震化の促進ですとか、リフォームも支援をしていくということです。また、分譲マンションにつきましては、適正な維持管理を図るために、セミナー等で管理組合を支援するといったこととなっております。

施策の方向性でございますが、三つありまして、一つ目が、民間住宅の供給誘導ということでございます。

二つ目のところが、公的住宅の供給・維持管理というものでございます。

三つ目が、住宅の維持管理・建替えの支援というところでございます。

こちらは以上です。

次に、17ページをごらんください。

二つ目です。(2) 良好な住環境の整備というところで、住み続けたい、移り住みたいと思われる良好な住環境を整備するというようなことを目指しまして、2020に向けましては、都やUR、民間の事業につきまして、高齢化及び将来の人口減少に対応する、持続可能で地域特性に応じたコミュニティ形成に配慮した、良好な住環境整備につながるよう、誘導をしていくということ。また、地域や関係機関に対しましては、まちづくり事業の効果等を事前明示するなど、行政が積極的かつ丁寧に働きかけることで、理解を深めていただき、協働により取り組んでいくとしてございます。

それを受けての施策の方向性ということでございますが、四つありまして、一つ目、まちづくり事業と連動した環境の整備。

二つ目、みどり豊かな住環境の整備。

そして、三つ目、大規模住宅団地の建替え・再生。

四つ目のところ、空き家対策の推進。こちらが新たに今回設けた単位施策ということでございます。

今後の課題を見ていただきますと、④の2行目のあたりからですが、空き家等問題の深刻化を防ぐことが、今、重要な課題の一つであるといったことを受けて、今回、新たに単位施策として設定をさせていただきます。

こちらは以上です。

前半部分の最後になります。18ページをごらんください。

三つ目の基本施策で、子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援というもので、子育て世帯・若年層の定住や高齢者等も含めました居住継続を促進するといったしまして、2020では、若年子育て世帯や高齢者等が安心して暮らすことができる住生活を実現するために、住宅セーフティネット機能の検討を進めるとともに、既存住宅の流通等を促しまして、定住化及び居住継続の支援を行っていくというものでございます。

施策の方向性は二つでして、一つ目が、子育て世帯・若年層の定住促進でございまして、こちらは、2015にありました二つの単位施策、子育て世帯の定住促進と子育て世帯の居住継続の支援といった単位施策を統合して一つにしております。

2番目が、高齢者・障害者世帯の居住継続の支援といった中身になってございます。非常に雑駁で恐縮ですが、前半部分の説明は、以上とさせていただきます。

## ○会長

どうもありがとうございました。

皆様のご質問・ご意見を聞きますが、質疑については、さらに、項目を分けてございます。

まず、資料1について。2番目に資料2の3-2について。最後の資料2の1、3-1、3-3、3-5をまとめて質疑応答をいただきたいと思います。

また、説明の中で触れられていた資料4の施策体系図については、質問がそちらに及んでも結構だと思います。

まず、これは確認になりますけれど、資料1について、ご質問などはございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、資料2の1、3-2、安全で災害に強いまちづくりについて、前回と同じように、区民とともに、基本計画2020に向けて、施策の方向性、その辺を中心に、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

いかがでしょうか。

委員、お願いします。

## ○委員

前回の会議のときに、男女共同参画という言葉が、なかなか区民の中には、なじみにくいし、わかりにくいという、こういうご意見が出ましたけれども、防災分野においてこそ、男性も女性もともに、また、性別役割分担も超えて、お互い補い合って活動することが求められています。今、内閣府でも、防災分野の男女共同参画が進められているところです。

東日本大震災後に、避難所運営における女性の参画というのは、非常に重要であり、クローズアップされましたけれども、それのみでなく、災害が発生する前の予防分野、また、災害発生時の救助やケア、お互いの助け合い。そして、避難所生活。さらに、復興に向けての長い道のりの中で、男性も女性も地域の中で一緒に活動することが非常に重要だと思っております。

私の所属している赤羽消防団では、176人の団員のうち45名が女性で、東京23区では、長い間、男性の組織と思われていた消防団での女性の進出というのが、非常に進んでいるところです。

消防団のみならず、地域の自主防災組織の中でも活動している女性の方が多く見受けられますので、この災害協議体の男女共同参画というのを、全般的な男女共同参画は、もちろん重要ですが、災害の中でも、重要と思っているところです。

先ほど、ご説明がありましたように、北区は地震と水害という二つの大きな範疇で、大きな被害が懸念されているところですが、昨年の全国的な災害の状況を見ても、今までとは、もうスケールの違う被害の受け方です。

今までと同じような対策をはるかに、災害のほう为上回っている現状で、北区の区民意識調査によると、非常に災害に対する不安というのでしょうか、関心は高いけれども、防災訓練等の状況を見ると、まだまだ意識が低くて、全体の区民の方の意識を上げることが重要で、その一環として、北区では、中学生の防災学習を継続していくという記述がありますけれども、小中学生を長い目で見て、防災に強い人材づくりというのが大切だと思っております。

一つ質問ですが、北区は今人口がふえていて、35万人以上の方が暮らしているわけですが、もし、大きな災害が発生して、その中の大半の方が避難所で生活をしなければいけないという場合に、今、区内の避難所だけでは、とても収容し切れない人数の方が被災されると思われるんですが、そのことに備えて、協力都市というのでしょうか、遠隔地の協力体制・連携等は、どうなっているのか、教えていただきたいと思います。

## ○会長

ただいまご質問いただいた避難所、遠隔支援都市への受け入れ・対応、そういった点

に関して。お願いします。

## ○区

危機管理室長です。よろしくお願いします。

現在、地震等の被害想定につきましては、地域防災計画のほうで定めておまして、首都直下地震を想定して、7万3,000人を想定しているところでございます。

その被害想定におきましては、現在、学校を中心とした避難所を開設する予定でございますが、そういった中では、対応できる内容になってございますが、ただ、いろんな災害があります。今、大きなものとしては、大きな台風が来たときに荒川が決壊するとか、そういった場合になりますと、避難者が北区の半分、低地部分がなりますので、そういったことについては、現在も区内の避難所では、全部の人を入れるというのは、なかなか難しいというふうに捉えています。

それで、荒川の洪水等につきましては、現在、国や東京都、各自治体でそういった場合にどうした避難をしていくのかということ、今、検討を進めている最中でございます。そういった中で、その辺についても、進めていきたいと考えております。

それで、現在、北区においては、いろんな地方都市と協定を結んでおり、物資の応援とか、を想定してありますが、今後は、さまざまな事態が起きるとともに、今現在、国のほうでは、災害にあたっては、一つの自治体と一つの自治体が相互に応援するというような1対1のペアを組んで応援するという体制も進めているところでございますので、そういった中で、今後、いろいろ検討する中で北区としても、対応を進めていきたいと思っております。

## ○委員

ありがとうございます。

防災対策につきましては、じっくりと時間をかけて進めるべきものとスピード感を持って対応していただくものと両方あると思います。災害は、もういつ、どこで起きるか、大概わからない。そこが怖いところですので、ぜひ国や都との協議等もあるでしょうけれども、スピード感を持ってぜひ動いていただきたいと思います。

ありがとうございました。

## ○会長

それでは、委員、お願いします。

## ○委員

よろしくお願いします。

今、委員さんがちょっと触れましたけど、例えば、5ページの中学生の防災について、お尋ねしたいと思います。5ページの最初の2015年の実績評価の中に、既に中学生の防災は、全校実施が定着していると書いてあります。

今、実は、神谷中学校を中心にした神谷地区、あるいは東十条五丁目、六丁目地区ですが、そこで、中学生を中心とした地域との防災訓練というのを毎年やっておまして、

神谷中学校では区内でかなりきわ立った、突出した訓練をしていると自負をしてやっ  
ていらっしやる。

例えば、王子桜中学校で、数年前に防災運動会なんてやりました。多分、それは、ほ  
かの学校でもやっていると思いますが、区内全般で、全校実施が定着していることにつ  
いて、もう少し細かく教えていただきたいと思います。

○会長

お願いします。

○区

危機管理室長です。区内の中学校とこちらの防災のほうで連携しながら、実際に、初  
期消火とか応急救護とか、そういった研修内容を進めています。

また、その地域によっては、先ほど、委員からもお話がありましたけれども、地域と  
連携した訓練をしていると、特徴的な訓練をやっているところもございます。

それとは別に、先ほどの例で防災運動会が出ましたが、これはそれぞれの地域でいろ  
んな防災関係機関とか、学校、または地域の団体等も招いて、多くの人に参加できるよ  
うに、競技の要素を入れながら、防災運動会を進めているということでございます。

いろいろな中学生を対象とした防災の訓練とともに、防災運動会のように幅広く区民  
の方が参加できるような訓練、また、親子を対象とした訓練とか、さまざまな工夫をし  
ながら、なるべく多くの方が訓練に参加できて、意識向上につながるように努力してい  
るところでございます。

○会長

よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○会長

それでは、委員、お願いします。

○委員

今、避難所開設訓練ということで、北区ではいろいろな形でやっていますが、ご存じ  
のように北区の中学校と小学校は統廃合されて、現実には、その学校がなくなったがため  
に、実は、避難所開設訓練ができていないところがあるんですね。それは早急に、ぜひ  
その地域には統廃合されたらできないと。はっきり言いますと、豊島七丁目南町会とか、  
現実には何もできていないという話もあるわけですね。

ですから、そういったことの開設訓練も、きちんとやっていただきたい。なおかつ、  
学校がなければ、それに、かわる題材として、どこで避難所開設訓練をやるかというこ  
とです。これは、はっきり言って私どもがやりましたけれども、一度や二度ではやっぱ

りできないです、現実には。ですから、やはり何度かやっていかないと、なかなか難しい問題があります。ぜひそういうことをお願いしたい。

それと、もう一つは、地区防災運営協議会というものと、地域円卓会議とあるんです。それで、地域円卓会議で防災を取り入れれば、地区防災運営協議会が設置されたものとみなすと言っていますが、現実問題として、これの趣旨が、確かに防災もあるけども、円卓会議と防災協議会はちょっと違うと思うんですね。ところが、名前ばかりで実際に防災運営協議会というのは、ほとんどやっていないんですよ、はっきり申し上げますと。円卓会議はやってます。

ですから、その辺のところも、きちんと各町会・自治会に対して、明確にそういうことを分けて、こういうことですよと言わないと、なかなか理解はできないし、こういったせっかくなかなかいいものを持ちながら、なかなか浸透していかないとしますので、その辺の区別もきちんとしていただいた上でお願いしたい。

以上です。

#### ○会長

はい、お願いします。

#### ○区

一つが、避難所の開設訓練でございます。それで、避難所の開設訓練につきましては、地域の町会・自治会さんに確認をお願いしているところでございます。

それで、開設のことについても、いろいろな機会を捉えて訓練を実施していただくよう、また、こちらとしては、支援していくと。そういったことについて進めているところでございますが、残念ながら、全部のものでできているという状況ではございません。

ただ、避難所の開設訓練というのは、とても重要なことでございます。区といたしましても、今年度、避難所開設をどなたでもできるように、開設のキット、いろんなマニュアルみたいなものとか、グッズとか、これをひとまとめしたものの、利用を進めているところでございます。

引き続き、開設につきましては、区としても力強く進めていきたいと思っております。

#### ○会長

2点目のほうのご要望があったかと思っております。それはよろしいですか。受けとめていただくということでもよろしいですか。

#### ○区

それで、2点目の地区防災運営協議会と円卓会議の関係でございます。地区防災運営協議会で、適当なところで設置をしていただいております。それで、地域によっては、毎年度定期的な実施をされているところもございしますが、なかなかいろんな地域の団体の方、各防災の関係機関の方等々、メンバーが集まって同じようなメンバーでの会議体についても、かなり負担感という声が結構上がっているものでございます。

そういったところを踏まえて、今年度、モデル的に、浮間地区で、地域円卓会議で防

災の案件を取り上げていただいて、協議会とみなして、防災関係について話し合う。そういう支援をさせていただいてございます。

今後は、その地域の状況を踏まえながら、できるだけ多くのいろんな関係団体さん、関係機関と防災について共通の認識を持つというのが、大事なことだと考えていますので、いろんな形態があるかと思いますが、その辺について区としても支援に力を入れていきたいと考えてございます。

#### ○会長

よろしいでしょうか。

それでは、委員、お願いします。

#### ○委員

意見が、2点です。

まず、治水対策等の推進というところで、荒川が氾濫すると10分から15分ほどで、北本通りが全部浸水するというお話を聞きまして、それで、その話の中で、王子五丁目に幾つか保育園の施設があるんですけども、その公立の保育園の避難場所、荒川が氾濫した場合の避難場所が荒川小という話を聞いたことがあって、ちょっとびっくりしたんですけども、この王子五丁目、神谷のあたりから荒川小まで歩くと、大人の急ぎ足でも15分くらいはかかります。走って10分でちょっと届かないところですけども、そこに、未就学児を連れて避難できるのか、15分で浸水してしまう場所で避難できるのかなとちょっと現実的な避難場所ではないなと聞いたときに思いました。

それで、なかなかその荒川氾濫ということが、実際に起きたら、そこまで水が来たことがないので、想像ができないかと思うんですけども、想像ができないくらい起きるのが災害だと思いますので、ぜひもっと具体的な避難場所などを一刻も早く小さな子どもがいる施設は特に、対応していただきたいなと思います。

それから、土砂災害についてなんですけれども、適正配置の会議、十条富士見サブファミリーの適正配置の会議ですとか、子ども・子育て会議の中でも、何度か話は出ているんですけども、十条台地区の王二小、十条台小、荒川小は、崖の上に建っている学校なんです。

それで、こちらが、崖の調査がまだこれからということで、東京都の調査がこれから始まるんですけども、どんな調査をするのですかと聞いたら、最初に目視で調査ですということだったんですね。

それで、子どもが、昼間、たくさんいるのはもちろんのこと、避難場所としても設定されている場所ですので、こちら一刻も早く安全の確保のためにも、調査を行っていただきたいと思います。

以上です。

#### ○会長

よろしいですか。

はい、お願いします。

○区

荒川の氾濫の関係で、ちょっと今現在の検討状況等を踏まえてお話をさせていただきたいと思います。

荒川が氾濫するというような場合は、かなり大型の台風が来て、荒川が氾濫するというので、これはかなり前もって、その辺を想定して避難をするというのが、前提になってございます。ですから、区によっては、全部が低地というところもあります。ですから、何時間前というよりは、もっと余裕を持って、事前に高台に避難するという想定になっていますが、現実的にその避難については、かなり高齢者の施設とか、保育園等もありますので、時間がかかると思うんです。

これについては、東京都全体、または国全体で、どういう避難をしていくかというような協議をしているところでございます。そういったことを踏まえて、区としても、各洪水のエリアについては、避難計画をつくっていただくようお願いしているところでございますが、引き続き、その辺の周知を図りながら、引き続き国と協議しながら検討を進めていきたいと思っています。

○会長

よろしいですか。

土砂災害のところで、何かありますか。

○区

崖の調査についてご指摘がありましたけれども、こちらは、3ページの社会動向のところを見ていただきますと、東京都のところで示しておりますけれども、東京都の調査としましては、終了している状況でございます。

これから行っていくのが、北区独自で行っている、2メートル以上の崖の調査でございます。30年度、赤羽西地区で実施しているということでございまして、まだ終了していないところもございますけれども、ご指摘等踏まえまして、できる限りの迅速な対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○会長

よろしいでしょうか。

はい、委員。

○委員

よかったら意見を参考にさせていただければと思うんですが、実は、私の実家が広島で、今回、西日本の豪雨でかなりの場所が浸水したということです。

私の家はよかったですけれども、本当に通いなれた場所とか、知っている場所がかなり水につかっておりました。

それが、今回、何が一番いけなかったというようなことで、いろいろ私もその水害が

あった、その週の土日からずっと毎週、広島に帰って、ずっとボランティアで、学生も実は東洋大学の学生を連れていったりもしたんですけれども、皆さん、口々に言われるのは、こういう荒川みたいなところの大きな川が氾濫したわけじゃなくて、一番問題なのが、用水路の水が氾濫してしまって、その水が家に押し寄せてきたという言い方なんです。

ですから、大きな川に関しては溜まるので、そこまで思わなかったんですけども、要は、あまり気にしていなかった溝とか、用水路の水が氾濫して、それが、もうとにかく家に押し寄せてきたというようなことで、絶対に自分の家は流されると思わなかったという方が、今回、非常に多くて、私も大体公道とかがちょっと終わった後は、かなりおうちのほうに行って、土砂をかき出す作業をさせていただいたんですけれども、もう皆さん、口々に、あそこの用水路がうちの家を、水が流れてくるとは思わなかったというようなことをすごく言われたので、その大きな川というのは、結構いろいろ堤防とか、補強されていると思うんですけども、結構ご近所のこれくらいの溝とか、用水路というところの少しごみをとるとか、ここが氾濫するわけではないなというところが、ちょっと落とし穴なのかなというふうに、私も実感をさせてもらったということがあるので、そういう意味で、皆さんに、本当に水害に関しては、少し言っていってもらえるのも、いいのではないかなと思いました。

あと、避難所は、ありはしたんですけれども、逆に道路をその水が、ざーっと流れてくる、その避難所に行けない方が非常に多かったんですね。ですから、避難所に行くほうが危険だということで、結局皆さん、2階に行ったか、あとは流されたという形の方が非常に多かったんですね。ですから、決まった避難所も何となく見させてもらった中で、かなりあると思うんですけども、何か先ほどの、一時避難場所みたいなところを少し多目につくっておくというのは、すごく大事ではないかなというふうに、今回、個人的に感じました。

それで、先ほど委員も言われたんですけども、避難所に関してなんですけれども、私たちも、今回の社協の方とボランティアセンターの方といろいろ言っていたんですけども、例えば、果たしてそこの避難所が、ここら辺の地域の方たちが、そこに行ってくださいねといったときに、その地域の人が1回、集まったことがあるだろうかという話になって、要は、本当にそこの地域の規模の人たちを収容できるのだろうか、その学校にしても、その地域の施設にしても。それを一度でもやったことがあるのかという話になって、本当にどっと押し寄せたときに、全員が本当に入れるのだろうか。

そこで、広島の人たちがやったんですけれども、結局、数とその平方メートルを数えたら、立ったままだったら集まれる。ちょっとでも横になったりしたら、もうその地域の人が入らないのではないかとということに、今回、なってしまっていて、日ごろの避難訓練のときに、一度、その避難所と言われている場所に行ってみるといって、全員、その瞬間に集まってみるということが、果たして、やったことが本当にあるのだろうかという。というようなことが、一度、話が出たので、もし、よかったら参考にさせていただければというふうに思いました。

あと、今回、それでも、やっぱり岡山、広島でも、500人近くの方が亡くなったということなんですけれども、皆さん、はっきり自分は大丈夫という、危機感が欠如してい

たというのを、口々に言われていました。なので、うちの家は大丈夫というところが、すごく今回、亡くなられた方が非常に多かったというようなことになってしまったので、その避難情報の意味合いというものを、もう少しきちんと伝えていくことと、その確実に避難所が行える地域のコミュニティの活性化というか、そこら辺のところを図る必要があるのではないかなと思いました。

あと、5ページの防災力の所ですけれども、今回の西日本の話を含めてなんですが、要は、たくさんの方たちがボランティアに押し寄せて来るんです。それで、今回、正直に言ったら、広島市でも、すごく広域だったので、社協の方たちが、ボランティアセンターを立ち上げるのが、間に合わない状況が引き起こってきました。だけれども、ボランティアセンターの立ち上げができないから、ボランティアの人たちに、帰ってほしいと言うこともしなければいけない。

でも、一方で、住民の方たちは、いつ来てくれるのかということで、そこが、もう全然マッチングをしていない状況が起こっていました。それで、受援力という、最近、総務省が使っている言葉があるんですが、その地域の防災力を高めるのもそうなんですけれども、防災ボランティアの力を生かすためには、その多様なボランティアをどういうふうに受け入れていくのか。どこに、例えば、ボランティアさんが来たときに寝てもらえるのかという、そういう環境を整えたり、その知恵を整えていくということも、今、すごく叫ばれていますので、そういうところも、その防災の部分で少し力を入れたら、北区が、少し安全・安心に、災害に強いまちづくりにつながるのではないかなと、個人的に思いました。

## ○会長

どうもありがとうございます。

貴重なご意見をいただきました。事務局は参考にしていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。委員お願いします。

## ○委員

私は、以前、危機管理プロジェクトのチームで仕事をしていたときの経験と、あと、実際に、3・11で東日本大震災の新浦安が液状化で、ライフラインが全滅になった経験もあったので、防災について、そのあたりの経験をお話ししようかなと思います。

まず、会場の危機管理プロジェクトをやっていたときは、実は、震災の前までやっています、防災計画書、立派な計画書をいっぱい作りました。図上シミュレーションをいっぱいやりました。じゃあ、実際に、災害が起こったとき、それが機能したか。正直、100%機能したとは思えないです。なぜならば、やはりこれが最大のリスクだろうという、とにかく、これ以上は、リスクはないだろうというのを上回った震災ではあったんですけれども、実際に、平時で、いろいろシミュレーションをやったりとか、計画書を立派につくっても、なかなかうまくいかないというのが、まず、思っておいたほうがいいのかもしいないです。

それと、委員の中で幾つか出ていましたけれども、実際に、計画をつくっても、それ

は、やっぱり試さないとなんの意味もないので、ぜひ図上シミュレーションをもし、やられていないんだったら、ぜひやっていただいて、シミュレーションをやるだけじゃだめなんですね。やった後、振り返りをして、どこがだめだったかというのを、これは危機管理室のメンバーじゃなくて、区の幹部などが現場の代表の方とも交えてディスカッションをしていかないと、実際に、絵に描いた餅のような計画になってしまうのが、ちょっと懸念されるというのは、ぜひそれは取り組んでいただきたいなと思っています。

それと、これは実際に新浦安で被災した経験ですけれども、実際に、浦安市の方だとか、消防の方とか、警察の方が、ほとんど見かけなかったです。

自衛隊の人たちが来るまでは、もう我々住民は、本当にもう孤立で、そんな感じです。浦安市も割と小さなまちではあるんですけど、やっぱり人手がとにかく足らなかった。それで、とにかく世間の目が、全部東北に向いていて、浦安は空白だったんですね。実は、新浦安で被害があったというのをいち早く報道したのは、NHKじゃなくて、とある民法の局さんの夕方ニュースでした。

そこから、関東のこんなお膝元でライフラインが全滅で、結構大変なまちがあった。そこから、やっぱり来たというところですよ。

それで、実は、浦安市は、新町と旧町に分かれていまして、旧町のほうは、全く被害がなく、新町は、私の住んでいる海側のほうが、壊滅的な被害がありました。それで、北区でどうなのかなと思ったのは、もしかしたら、京浜東北線を挟んで、左がそんな雰囲気になるのかもしれないというふうに思いました。

それで、何で今、私がそれを言ったかということ、実際に災害が起こった後、まちの空気が本当に一変するんですね。本当に、それまでご近所の人たちが、普通の人たちに見えたのが、みんな目が血走っていて、新浦安の地域の24時間コンビニでは、みんな3時間営業になっちゃう。朝、昼、1時間です。そこに、行列が100人ぐらいになる。それで、みんな買いだめをする。ちょっと、殺気だったような状況です。

それから、トイレがやっぱり、これは、危機管理をやっていたときに、阪神淡路大震災を経験した方の講師を迎えていろいろな話を聞いたんですが、とにかく大規模地震で困ることは、トリアージとトイレだという話を聞いた。トリアージは、何となくわかるんです。患者さんがいて、優先順位をつけないといけない。講師の方は、最後までトリアージできなかつたというふうに、涙ながらにおっしゃっていたんですけれども。

トイレは、実は、ふうんという感じでした。実際、僕も震災が起きたときに、仮設トイレは何にもしなかつたんですけど、本当にこれ困ったんです。当時、25階のマンションに住んでいて、目の前に小学校があつたんですけど、トイレに行くのに25階からずっと階段で降りて、小学校に行って、それでまた戻ってくる。

実は、食べ物と飲み物は、全然困らなかつたです。困つたのは、とにかくトイレ。それで、小学校の仮設トイレができたから、いやいやよかつたというふうに思っていたら、実は、これが、治安の悪化があつて、要は女性がトイレを使っているとき、盗撮するとか、不審者がいて、一旦仮設トイレが閉鎖になつたとかということもあつたりとかしていたんで、何が言いたいかということ、実際に、災害が起こったときに、治安が悪くなつて、警察の人に助けを求めても、警察も手いっぱいなので、そこは、何とか区の方々だとか、ボランティアさんがいますので、対応していかないと、住民がかなり心理的にス

トレスを感じるなというのとは、私自身、結構ストレスを感じました。

それで、北区の方々にお伝えしたいのは、基本計画書は、まず、まとめていただいて、それをシミュレーションした上で、とにかくそこをブラッシュアップして欲しいなと思います。

それで、実際に委員の中から意見が出ていたんですけども、実際に、その避難所とかというのを見に行っていて、それがきちんと使えるものなのかということも、ちょっと潰していただきたいなと思っています。実際に、地震はいつ起こるか本当にわからないので、確かに、水害で台風とかは、我々もちょっと準備リスクというのがあって、台風は、割と時間をかけてリスク対策ができるんですけども、地震は、もう不意打ちをくらってしまうわけで、そこはぜひちょっと優先度を高めて、とにかく地震対策は一応ミスマッチではないんですけども、ちょっとそこを肝に入れてやっていただきたいなというのがあって、一つです。

それと、リスクの考え方の要で、一番その重要性はリスクを排除するのが一番だということがあるかと思うんですけども、これは、ちょっと地震と話がずれてしまうんですが、北区は、木密地域で、糸魚川の火災ではないんですが、割と火災の心配もあるのかなとちょっと日々思っていました。

それで、私は、以前、都内の港区に住んでいたことがあるんですけども、とにかく北区に3年前に引っ越してきて一番思ったのが、歩きたばこが多い。それと、空き家が目立つ。ちょっと歩きたばこと空き家というのが、やっぱり何となく私の頭の中では、火災にリンクしてしまうので、歩きたばこは、何となくすぐにでも潰していける対策とかできるのかなと思ったんで、地震の計画書の話と、歩きたばこの話、なかなかフロント感がマッチをしないんですけど、これをお伝えして、私の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

## ○会長

どうもありがとうございます。

やはりシミュレーション訓練をきちんとやるのが大切だということと、それから、マナーの徹底。これは、基本計画では、もうちょっと具体的な話だと思いますけど、よろしくお願いします。

委員、さっき手が挙がっていた。お願いします。

## ○委員

先ほど、委員から、思わぬところから、水が氾濫するというお話がございましたけれども、昨年のもう豪雨のときに、倉敷市の真備町というところでは、ハザードマップに示されたとおりの被害が、その場所で発生したそうですが、住民の方は、そのまま危ないよと言われるところで被害に遭ってしまったと。今、委員からもお話があったように、せっかくできていたハザードマップが、全く住民の方に、ご理解、情報共有されていなくて、生かされなかったという例だと思います。

荒川の場合は、決壊すれば、本当に短時間で水位が、私の住んでいるところも上がってしまうんですけども、上流のほうで水かさが増すと、徐々に水位が上がって、決壊

に至るわけですね。先ほど、危機管理室長からも、だから、少し時間に余裕があるというお話が出ました。その余裕がある時間を、区民の方が本当に命を守るために、有効に使えるように、意識をしっかりと根づかせていくということが、大変重要だと思います。

また、正常性バイアスと言いますけれども、自分だけは大丈夫ということは、絶対にないんだということも、子どもも含めて、多くの住民の方に理解していただく必要があるなと思います。

以上です。

#### ○会長

どうもありがとうございました。

ほかに。委員、お願いします。

#### ○委員

防災ではなくて、自動車、自転車利用の適正化、11ページになるかと思うんですけども、ちょっと質問と意見をさせていただきたいと思います。

これから先の社会は、所有から利用の社会に変わると言われていまして、要は、車もカーシェアリングが、都市では、主流になるんじゃないかということでございます。

あるいは、自転車も、NTTドコモでしょうか、千代田区を中心に、レンタサイクルという仕組みが広まっている。この11ページの(3)のあたりに、自転車ネットワーク計画の策定と書いてあるので、恐らくそんなことをお考えになられているんじゃないかと思うので、これが質問でございます。

それで、そういう所有から利用の社会へ変わるということで、駐輪対策というものの考え方、過去の考え方でいいのかという、そういうご検討をされたかどうかということですね。つまり、個人で所有している自転車を駅前に持って行って、駐輪をすとなれば、相当なスペースが必要です。理由は、立体化できないからです。共有している自転車であるならば、立体式にできます。どの自転車でもいいわけです。いわゆる省スペースで駐輪に対応できるという、そういう発想があるのかどうかということです。つまり、これから先、所有ではなくて、利用に移っていたら、自転車はみんなで共有するものだ。そういう社会を目指すのであれば、違法駐輪対策ではなく、自転車を利用しやすい社会を行政側が作り上げることによって、住みよいまちになっていくという発想が必要だろうと思います。

そのほか、駐車場の問題で言いますと、分譲マンションでは附置義務を負って、かなりの駐車場を設置しているんですが、空きが出てしまって、管理組合が困っているという現象があちこちで起き始めている。にもかかわらず、駐車場の附置義務について、地域ごとに綿密に分析をし、変更するという手続を踏んでいない。これが、ものすごく大きな問題になっている。他方、マンションで駐輪場がしっかり整備されていないために、自転車があふれ出てしまっているという問題が起きています。

このように、社会の変化に合わせて、柔軟に対策を考え直していかなければいけないのですが、5年先を見通した計画になっていないような気がします。

分譲マンションなどで必要なのは、もちろん駐車場は最低限必要なんですが、車寄せ

という問題があります。つまり、駐車場は完備してあるけれども、荷物の積みおろしのためのスペースが確保されていないために、前面道路が荷物の積みおろしということで駐車をしてしまう。それによって、そのマンションの住民のみならず、周辺の方々が困る。こういう現象も起きている。

そういったようなことを総合的に見て、この自転車ネットワークの計画の策定だとか、あるいは駐車場の附置義務だとか、自転車駐車場のあり方とか、そんなことを合わせてここで検討しておかないと、5年先に対応できないものになってしまうのではないかと思います。これは意見でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

はい、どうも。3-3のほうへ話題が移っていきそうなんですけど、3-2はひとまず切り上げてよろしいですか。

○委員

すみません。失礼しました。

○会長

じゃあ、3-3はまた改めて委員のご意見も含めて、議論することにして3-2でじゃあ、委員お願いします。

○委員

3ページのところですが、左側の社会動向のところ、32年度までにおおむね解消を目的としているというふうに書いてあるんですけど、このあたりは、単純な質問ですけども、地震時の著しく危険な集密地域を32年度までのおおむねの解消を目標としているということで、質問は二つで、この解消というのは具体的にどういうふうになれば解消ということを目指しているのかということと、32年度というのは、結構近くなんですけど、どの程度進んでいるのかということをお教えいただきたい。単純な質問です。

○会長

はい、お願いします。

○区

まちづくり部長です。ただいまご質問いただきました点について、国、それから東京都においては、平成32年度、これを目途に密集市街地を解消していこうといった計画がございます。解消というのはどの程度なのかということもございますけども、資料3の1ページをごらんいただきたいと思います。市街地の燃えにくさを示す指標として、不燃化領域率といったものがこのページの中で説明をされてございます。これは、国では70%、これが一定の市街地の密集市街地の解消という数値で掲げられております。全てがということではなくて、その一定のエリアの中で不燃化が、あるいは空地が高められているといった状況を見て、解消という取り扱いをしているところでございます。以

上です。

○委員

よろしいでしょうか。具体的にどの程度進んでいるのでしょうか。

○会長

具体的に進んでいるのかどうかという質問がありましたがいかがでしょうか。

○区

北区は、ご案内のとおり密集市街地が非常に多く存在しておりますので、志茂地域などにおきましては、40%、30%台といったような状況でございましたけども、現在かなり改善が進められております。ただ、こちらにつきましては、個人の建物の建てかえでありますとか、補強といったことに対して、区が働きかけて進めている事業ということでございますので、規制として捉えているところではございません。

○会長

よろしいですか。3-2についてのご質問、ご意見はよろしいでしょうか。

はい、事務局からどうぞ。

○区

本日ご欠席の委員から3-2についてご要望等をいただいているものがありますので、ご紹介させていただきたいと思えます。二ついただいております、まず一つ目、要望ということですが。

北区の防災体制の全体像をポンチ絵などで示していただきたい。①の予防・応急体制の単位施策、資料4の2ページのところにもありますけども、それが防災体制にどのような機能になり、他の施策とどう絡むのか、視覚化したものを補足していただければと思いますというのが一つ目です。

もう一つのご要望ということで、今後の課題で気になるのが、避難所、避難生活における被災者にとっては、医療や健康に関するニーズも重要ではないか。医療関係者との連携の必要性について、今後の方向性にしっかりと書き込んでいただきたい。

北区では、重傷者を救急で受け入れられるような大学や大病院はほとんどなく、同一医療圏内では、板橋区に機能が配置されているのが現状です。大規模な災害になれば、高齢者や乳幼児の方を中心に病気や体調の悪化や障害を持つ方や認知症の方など、個別対応などが懸念されます。

行政が区の医師会や開業医の先生や他の関係団体と協定を交わし、災害時の医療の対応について、最低限担保していただく基盤をつくるなど、連携をしっかりと進めていくことを計画の中でうたってほしいと考えますということで、ご要望ということで2点いただいております。以上です。

○会長

どうもありがとうございました。皆さんから大変貴重なご意見をたくさんいただきました。やはり安全で災害に強いまちづくり、これは区民の皆さんの命にかかわるということで、大変関心の高い内容だと思いますので、今日いただいたご意見を十分参考にさせていただいて、詰めていただければと思いますので、特に、シミュレーションや訓練を通じて、計画をどうやって定着させていって、それをまたフィードバックするかというあたりが見えてくるといいなと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、続いて3-1、計画的なまちづくりの展開、3-3、利便性の高い総合的な交通体系の整備、そして、3-5、快適な都市居住の実現について、ご質問、ご意見をいただきたいと思いますが、委員から先ほどご意見をいただきました。大変貴重なご意見だと思います。やはり、これからシェアしていく。車にしても、自転車にしてもシェアしていく。それによって、いろいろな面でシステムが変わっていくと思いますので、そういったこともこれからはしていけるようだというので、計画の中でも位置づけていただければと思います。お願いします。

ほかにはいかがでしょうか。委員、お願いします。

#### ○委員

意見が2点です。先ほどレンタサイクルのお話でふと思い出したんですけれども、大阪はとてもレンタサイクルが盛んで、その中でもちょっと変わったNPO団体が主催しているハブチャリというレンタサイクルの会社がありまして、どう変わっているのかといいますと、ここは路上生活をしていた方や高齢の方などを雇用して、レンタサイクルの自転車を整備してもらったりとか、今84カ所ぐらい拠点があるんですけれども、その管理をしてもらって雇用プラス駐輪スペース解消だったりとか、そういったことを活動している団体があるんですけれども、あとはほかに先ほどおっしゃられたドコモですか、セブンイレブンとか、ファミリーマートとか、コンビニが協力して、レンタサイクルをやっているところもあったりするので、民間やそういったNPO団体と協力しながら、レンタサイクルを拡充していくというのは、北区でもできるんじゃないかなと思いました。

それから、話は変わるんですけれども、豊島区のほうでとしまパブリックトイレマップというものを発行してまして、これは紙でも発行されていますし、ホームページでPDFでも見られるんですけれども、公園とか公共施設、コンビニなどの区内330カ所のトイレが区の地図の地域ごとに載っているんですね。ただトイレの場所が書いてあるだけではなくて、車椅子の方が使えますよとか、おむつかえシートがありますよとか、ここは24時間使えますよとかというマークがついているマップがあるんですね。これを丸々まねするというのではなくて、車椅子だったりとか、ベビーカーのお母さんだったり気軽に利用できる場所がすぐわかるような情報をぜひ北区も、なかなか情報開示が北区は苦手という話が毎回会議で出てくるんですけれども、こういった一般の人が受け取りやすい情報を考えていただけたらと思います。以上です。

#### ○会長

どうもありがとうございます。レンタサイクル、シェアサイクルに関してご意見をい

ただきましたけど、日本でもいろいろと実験が始まっているんですけど、割と実用一点張りみたいなどころがあるんですね。海外の事例を見ると、デザイン的に非常にすぐれていて、まちの景観の中に溶け込むようなレンタサイクルとそのステーションがつくられています。

これは重要なことですが、ちょっとおしゃれだな、使ってみたいと思われるものをつくらないと、実際に社会実験をやって終わっちゃうんです。これが基本計画、もうちょっと先の話ですけど、そういったことも含めて、今後考えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

ほかにご意見、ご質問。

#### ○副会長

今、会長からレンタサイクルの話が出たんですけども、レンタサイクルと余り変わらないようなことで、あとそれから委員から公衆トイレの話が出て、ちょっと2点だけ申し上げたいんですけど、レンタサイクルについては、私も非常に重要な試みだと思うんですが、例えば、中国なんかでも見ていただいたら、やっぱり少しキャッシュレス社会になっていかないとなかなか本格的にそういったものが主流になっていかないのかなと。実際に運営するとき、お金の問題だけじゃなくて、ネット上でいかにして管理を把握していくのかというのは大事なところで、非常に大事なご指摘だとは私も思います。少しそこについても、将来の中で長い期間であり方、まさにご指摘のように、駐車場や駐輪場が大きく変わるような状況じゃないかなと思います。

ただ、公衆トイレの話はここになかったんですけど、実は私のゼミで公衆トイレの研究をしているグループがありまして、北区にどれだけあるのかということも大事なんですけども、今まで必要だと思っていたものが、実は民間との役割の中で、公衆トイレを持つべきところと、例えばコンビニだとか、そういったところとすみ分けしていくところと、いかにしてそれをきちんとやっていくかというのが大事であると。区のほうだけで全て供給するということは無理なので、いかにしてそういったものを民間とすみ分けしていくのかということも、特に公衆トイレでも考えていただけるとありがたいなど。防災と関係しますので、防災時のトイレというのは、先ほどご指摘もあったように大事なもので、その点もちょっと申し上げておきたいなど。すみません、余計なことを申しました。

#### ○会長

事務局から手が挙がっていましたが。

#### ○区

はい、ありがとうございます。先ほど委員からもご意見をいただきましたけども、レンタサイクルだけではなくて、いろいろなものをシェアしていく。シェアリングエコノミーの考え方はこれから非常に重要だと思っております。今の時点でこのシートの中に反映できているものがなかなか少ないというところではありますが、北区としてシェアリングエコノミーについて、次年度になってしまうと思いますが、少し職員の中での検討

というものを進めていきたいなと今思っておりますので、そのあたりを踏まえながら、来年度事業の積み上げをしていくときに、何か反映できるものがあるといいかなと皆さんの意見を伺っていて思ったところです。以上です。

#### ○会長

ありがとうございます。委員、お願いします。

#### ○委員

ご意見ということで、一つが17ページ目ですか、空き家の話もあったので、一応触れさせていただきたいと思うんですけども、全体を拝見すると、意外とまちづくりという平仮名のまちづくりという部分よりも、どちらかという都市計画的な内容が結構多い中で、例えば、“長生きするなら”“子育てするなら”というソフト的な形で、どうまちづくりを考えていくかという中で、空き家の部分というのは、これからかなり深刻になるといわれている。文京区では、特区を使ってですか、いわゆる所有者が手を挙げて、使っていない土地に関して10年間固定資産税を減免するかわりに、公共で自由に使っていいですよというような制度を推進したりとか、あと国土交通省でも昨年、所有者不明土地を都道府県知事の許可を受ければ、いわゆる本人の承諾なく自由に活用していいと。そういった形で大分法律が緩和されてきていますので、例えば住宅街の中いきなり道路を拡張して、バリアフリーにするというのは、物すごくコストと時間がかかりますけれども、例えばある土地が所有者不明であったりとか、ある特区の中で、例えばそこをそれこそ駐輪場にしてしまったり、公園でお休みどころをつくってしまったり、ちょっとトイレ休憩ができるような場所にするとか、例えばそういう形で有効活用するような制度というのも多分できると思いますので、何かソフトのまちづくりとしてもうちょっと“子育てするなら”“長生きするなら”という部分とリンクをさせながら、でき得る方法で何か方法を考えていくと、もうちょっと広がりが出るんじゃないかなという感じがしました。そういったものというのは、基本計画の中に入れるものではないんですけど、ちょっと実行する中では、大分法律が改正されたりとか、モデルケースも出てきていますので、そのあたりをうまく実行ベースでできるという感じがしました。

あと最初のほうにもあったところで意見は出さなかったんですが、いわゆる防災まちづくりのところなんですけれども、防災訓練とか意識向上を進めても、若い方がほとんど参加しなくなっているのはやっぱり懸念事項だと思っています。例えば、実際災害が起きる場合というのは、どこが避難所かも知らない。防災訓練も受けていない人たちはどうするかというと、意外とやっぱりSNSの情報を受けながらとか、大分情報を受ける方法が変わってきているので、そのあたりの対策というものもやっぱり講じていく必要があるということと、どちらかという、災害が起きる前の準備ということも重要なんですけど、災害後の対策としては、先ほどもご意見がありましたけれども、例えば、医療的なことであるとか、メンタルケア的な部分であるとか、食材の供給はどうするのかと。

今まではどちらかという、都市が大きな災害に遭わずに、地方部が災害を受けてい

るので、意外と救援がどうにかかなりがちだったところがあるので、南海トラフみたいなものが起きて、大打撃を受けたときに、多分供給と需要のバランスが崩れてきたときに、ある程度区内の中で食材調達はどうするの、医療的な部分はどうするの、トイレはどうするの、お風呂はどうするのといろいろなことを多分ある程度講じないといけなくて、何かそのイメージ想定というものはやっぱりしっかりする必要があるのと、あと防災意識の部分の中で、加えたほうがいいかなと思ったのが、住民向けとか、小学校、中学校、幼稚園が入っているんですが、例えば駅の利用者とか、企業をどうするのか。災害が起きたときにたまたま北区の駅でちょうど電車がとまってしまったとか。例えば、企業の中でそこら辺をどうするのかという部分とか、幅広く、丁寧に書いておいたほうがいいんじゃないかという感じもしました。以上です。

#### ○会長

はい、どうもありがとうございます。事務局、対応をよろしくお願いします。  
ほかにいかがでしょうか。委員、お願いします。

#### ○委員

コミュニティバスについてちょっとお伺いしたいと思います。実は、コミュニティバスはモデル事業ということで、今、駒込コースというんでしょうか、あちらのほうで実施をしていると思うんですが、13ページのところに書いてあるところで、今までの既存路線の利用実態調査を云々と書いてあります。今まで私もほかの機会に、例えば、清掃のほうの戸別収集とか、集団回収のモデル事業というのはどういうものですかとお尋ねをした機会がありますが、今回もコミュニティバスのことでお伺いしたのですが、この一番上の基本計画2020に向けてのところに、これまでの導入候補地域を踏まえてと書いてあります。北自連とか王自連でいろいろと質問をすると、導入候補地域というのは、一旦5地域ぐらいあったのが、もう白紙になったんだというふうにお答えをいただいていたかと思っておりますが、それは相変わらず生きているんでしょうか。生きているなら私の聞き間違いだと思います。そこら辺も教えていただきたい。

それから、何をもって今までの駒込コースがよかったのか、悪かったのかというのは、どういうご判断をもとにするのかというのも参考までに。この場で答えることが適切でなければ、お答えいただかなくて結構なんですけど、教えていただくといいかなと思います。

私どもの東十条というところは、ここに書いてありますが、十条地域と東十条は非常に高低差のあるところなものですから、どこかで文章にありましたが、そういうことを踏まえて、コミュニティバスも導入を希望している地域なものですから、参考に教えていただければと思います。以上です。

#### ○会長

お願いします。

#### ○区

土木部長でございます。今、委員からご質問がございましたように、コミュニティバスにつきましての導入候補地域、こちらにつきましては、現在の田端、駒込のルートを検討したときに検討したものをさらにそれから時間がたっておりますので、さまざまな要因がまた出てきている。社会経済状況も変わってきているといったところもございませぬので、現在、このコミュニティバスについてどういった検討をしたらいいのかといったようなことについて、調査を進めてございます。いずれかの時点で調査が決まりましたら、また現在の調査の状況も説明をさせていただきたいなと思っております。

現在の田端と駒込のルートについては、約2年ほどモデル運行をさせていただきまして、その中で区民の皆様のご利用されている状況とか、採算の状況を見させていただきましたら、結構いい数字が出てきているといった状況です。このいい数字というのは、バスを買ったときの初期投資といったものを差し引くと、かなりの部分で収入と支出のバランスがとれてきているかなと、若干赤字のほうが多いわけですが、そういったところを見まして、継続的にモデル運行から本格運行に変えたものでございます。

それが平成31年度で、日立自動車交通というバス会社をお願いしているところでございますが、10年たちましたので、その機会を捉えて、先ほどご質問をいただいたように、導入候補地域を含めて、どういった展開が可能かといったようなことについて検討していきたいと捉えているところでございますので、こちらについては、検討が終わり次第、またご報告できるのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

#### ○委員

確認なんですけど、そうしますと、今のコミュニティバスはモデル事業じゃないということですね。じゃあ私の聞き間違いです。

それから、この文章にあるこれまでの導入候補地域を踏まえつつというのは、今のお話ですと、踏まえていくということですか。今までの途中過程で出た5地域とか、何地域というのは生かすのですか。

#### ○区

当然、以前に導入候補地域というのを設定して、それについてのシミュレーションをしておりますので、それはそれとしてまたやらせていただきますが、それだけではなくて、そのルートを若干変えたらどうなるのかということも含めまして、やはり検討を進めていかなければいけないということで、今調査をしているところでございます。

#### ○委員

再確認ですけど、導入候補地域の今までの経緯は生かしながら、これからそれだけじゃなくて、新たなものを入れていく、そういう考えでいいですか。

#### ○区

そういうご理解をいただければと思います。

○委員

わかりました。

○会長

よろしいですか。委員。

○委員

よろしく申し上げます。違法駐車、放置自転車のところで、私が住んでいる田端の話になるんですけど、田端駅は北区にあるのにもかかわらず、駅前にある自転車の駐輪場を使っている方が荒川区とか足立区の方がすごく多いのが実際にあって、北区の施設になるわけで、北区民が安くて、荒川区民などほかの区域の方が高いということになっていて、北区民は安いので北区民にとってはいいんですけど、ほかの区民が実際に使っているというところで、結果的に駅前に放置自転車とか、そういうことをする方がふえたりするのが、ほかの区域の方が区の駐輪場を使っていなくて、放置自転車がふえたりとか、そういったことがあるのかなと、田端ではあるのではないかなというふうに思っています、北区のことだけ考えるのではなくて、実際にほかの区の方が使ったりしている施設もあるので、区民のことだけを考えるのではなく、ほかの荒川区とか、そういった周りの区民のことも考えて、連携をとりつつ、値段とかそういった部分で考慮していただけたら、結果的に北区の放置自転車がなくなったりとか、そんなことにつながっていくのではないかと、私の意見とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○会長

ご意見ということで、よろしく申し上げます。  
ほかにいかがでしょうか。委員、お願いします。

○委員

9ページの適正な土地利用の誘導ということについて、これも単純な質問ですが、9ページの右側のほうを見ると、大規模敷地の有効活用というところで、国有地等とかというのはわかるんですが、工場跡地等の大規模敷地についても望ましい土地利用を誘導すると書かれているんですが、私の知っている限りでも幾つか大きな工場が移転するというような話が北区の中にあるような、そういう前提で聞いて、お話を聞きたいんですが、望ましい土地利用を誘導するというのは、具体的な工場跡地の場合はどういうふうに区としてはできるのか、できないのか。そのあたりは、どういうふうにお考えなんでしょう。

○会長

はい、それではお願いします。

○区

まちづくり部長です。ただいまご質問をいただきました大規模敷地、北区においては、

工場の跡地というのが民間の敷地としての対応かと存じます。特に、大規模工場からさまざまな用途に転換をする。これは、ごらんいただいておりますように、ほとんどがマンションの状況になっております。工場のあったところは工業地域という地域の中で、住宅を誘導しているわけではないんですけども、現状の土地利用としてそのような形でマンションが建っている。こうしたときに、区としては工業地域ですので、なかなか規制がかけられない。つまり、容積率といいますか、ボリューム自体は小さいわけですけども、例えば日陰等の形態制限でありますとか、そういうものは工業地域にはほとんど適用されておられません。

マンションを建てるときに、住宅化をするわけですので、空地率を高めたり、あるいは緑をふやしたり、そして近隣とのかかわりについて気を使うと、こういった適正な土地の利用を図っていただく。こういったことがここでお示しをしている取組みになっているところでございます。

国公有地についても、区として活用するような場合、これらについては、地域のまちづくりの方針に沿った形での土地利用を図っているといったことでお示しをしております。具体的には、これらのほかにも単位施策の中で、方向性を示していければというふうに考えてございます。

#### ○委員

わかりました。ありがとうございます。

#### ○会長

ほかに、いかがでしょうか。

#### ○副会長

短く2点ほど。あわせて申し上げますが、一つは空き家の件ですが、今回は空き家が単位施策のほうに移られたと、これは非常にいいことじゃないかなと思っております。これから、人口だけじゃなく、世帯が大きく変わってきて、世帯の数が減ってくると、この空き家というのは最初にあった防犯・防災と一緒に比べて考えていかなきゃいけないという問題、さらには、空き家があると、それについて結局相続の問題で空き家になっているところが多いので、都市計画の非常に大きな課題の一つになってくるので、空き家を単体で考えるのではなくて、いかにしてこれを解消していくかというのは、これからの都市計画の中で非常に大きな経緯となってくるので、それは考えていかなきゃいけないかなというのが1点。

それから、これは私個人の考え方ですが、高齢化が進んでいくと、やっぱり集中化というのが当然必要になってくる。つまり、ただ単に高齢化の問題を各家庭だけに閉じ込めておくのではなくて、介護の提供の問題であるとか、福祉のさまざまな支援の問題とかということで、将来的には都市づくりの中で高齢者の集中化、決してサ高住だけを進めていくわけではないですが、そういった視点もどこかにあるといいのかなと。特に、今後の介護のことを考えると重要な問題であるかなということ、ちょっと違うのかもしれませんが、二つだけ申し上げさせていただきました。

○会長

はい、どうもありがとうございました。ご意見はぜひ反映させていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。3-1、3-3、3-5について、また、少なくともご意見をいただきまして。

はい、委員お願いします。

○委員

3-5のところで、ちょっと1点というか、日ごろ感じていることをお話ししたいと思います。

3番の子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援というものがあまして、民生委員としての活動の中で、住んでいる住宅が老朽化したために移らなければいけないというご相談を受けることがあります。やはり、北区に長く住んでいて、同じ地域から移りたくないというご希望と、適切な高齢者が一人で住まう家を探すということが、それもかなり短い期間で探さなければいけないというご相談をよく受けることがあります。それで、窓口がよくわからないものですから、区のほうに相談をしてくださいというような言い方をしてしまうんですが、実際そのような区民の方から立ち退きを迫られて、同じ区内の例えば区営住宅であり、普通の民間住宅に引っ越そうというご相談があったときには、区の窓口はどこであって、どういう手はずで支援していただけるのか、確認のためにお聞きしたいなというふうに思っております。

○区

ただいまのご質問です。まず、住宅確保、これらについて二つに大きく分けると、一つは、高齢者を中心とした方々の住宅の確保、そしてそれ以外の方々の北区に住み続けたいといった方々に対する住宅のあっせん、こうしたことについての窓口ですね。これは、北区では住宅課がまずハードの部分についての役割を担っておりまして、相談に来る方々には家賃でありますとか、また福祉の介護を受けたいとか、さまざまな方がいらっしゃいます。こうした方々については、住宅課のほうで内容を確認させていただいて、福祉の関係が必要であれば福祉のほうと連携しながら、住宅について紹介をしたりすることになります。

ただ、こちらに施策としてお示ししておりますけども、特に住宅確保要配慮者、つまり住宅セーフティネット法にかかわることについては、非常に喫緊の課題として区としても捉えておりまして、こちらにもお示しのとおり、不動産会社、あるいは都営住宅の管理者、それからNPO、こういった人たちの参加によりまして、なるべくマッチングがスムーズに行くようにといった会議を設置していくといったことがこちらに書いてございます。ハードだけではなくて、そうしたソフトも合わせながら、重層的な取り組みをしていきたいというのがこの施策の中に込められてございます。基本的には、北区の住宅課、こちらでご相談を受けておりますので、よろしくお願いたします。

○会長

よろしいでしょうか。ほかによろしいでしょうか。

それでは、3-1、3-3、3-5は以上ということで、ここで休憩をとりたいと思います。

今ちょうど20分なので、30分まで10分間の休憩をとりたいと思います。

(休憩)

○会長

それでは、検討会を再開します。今度は、資料2のうちから3-4、3-6、3-7、3-8、それから資料の3と資料の4の説明をお願いします。

○区

それでは、今、会長からご紹介いただきました資料につきまして、説明をさせていただきたいと思います。なるべく簡潔にと思いますが、20分ぐらいになるかと思いますが、よろしくをお願いします。

それでは、資料の2では、19ページをお開きください。資料の4では4ページをお開きください。

情報通信の利便性の高いまちづくりについてでございます。既にご議論いただきました4分野にも近い内容がありますが、情報通信の基盤整備といった点から3分野にも位置づけられている内容ということでございます。

19ページをごらんいただきまして、基本施策はお示しの二つでございます。単位施策もシンプルなんですけど二つということになっております。

「区民とともに」をごらんいただきたいと思います。一つ目、区民や事業者等が行政や民間のデータを活用し、新たなアイデアを醸成するとしています。そして、二つ目、三つ目のところは、事業者等に求める内容でございますけれども、さまざまなデータを活用しまして、情報発信等を初め、区民の利便性向上などに役立つサービスの提供を行うとしてございます。

次に、個別を見ていきたいと思います。20ページをごらんください。一つ目基本施策、情報通信基盤の整備のところでございます。利便性の高い区民サービスと簡素で効率的な区政運営が実現される状態を目指しまして、2020に向けてのところでございますが、オンライン手続きの一層の拡大、ICTを活用した区民の皆様が利用しやすい情報通信基盤の整備、最適化を目指した技術の活用を検討するとともに、情報通信基盤への新たな脅威への防御を強化していく。また、官民データ活用推進に関する計画の整備を進めるとしてございます。

施策の方向性は、さらなる区政の高度情報化ということで、一つになっておりますけれども、文章を見ていただきますと、おおむね四つの中身でございます。まず一つ目の段落のところでございますけれども、区民が一層便利で使いやすい行政サービスを提供するために、区としてICTなどを活用した施策を推進していくということ。

二つ目の段落のところでは、地域の課題の解決する資源としまして、区民や事業者等

がデータを活用できるようにオープンデータを推進していくということ。

さらに三つ目のところは、区が保有する情報につきまして、政策の立案等につなげていくということ。四つ目、最後のところになります。情報セキュリティへの脅威に対する対策を進化させるという中身になってございます。こちらは以上です。

次に、21ページをごらんください。二つ目の基本施策、情報活用能力の向上でございます。区民が格差なく情報通信の利便性を享受し有効活用することができるということを目指しまして、情報格差を解消させる取り組みを実施し、情報セキュリティ対策の強化も図っていくという中身でございまして、施策の方向性も情報活用能力の向上となっております。全ての区民が情報通信の利便性を享受しまして、活用できるように情報格差の解消のための取り組みを行うことと、情報セキュリティ、モラルの問題の対策も進めていくといった中身でございまして、こちらは以上です。

次に、3-6をごらんください。資料2の22ページです。資料4では、6ページになります。

うるおいのある魅力的な都市空間の整備というところ。基本施策はお示しの二つ、単位施策もお示しのとおりでございまして、単位施策は一部名称を変更してございまして、(2)の①魅力ある公園づくりとしております。

「区民とともに」をごらんください。一つ目ですが、良好な景観に関する理解を深めまして、その形成に積極的に参画し、維持・発展に努める。二つ目、開発事業者に対するものでございまして、周辺環境に配慮した景観形成に協力する。四つ目のところですが、3-3にもあった内容でございまして、説明会やワークショップに積極的に参加し、事業への理解を深め、意見を表明していくというようにしてございまして。

それでは、23ページをごらんください。一つ目、(1)美しいまち並みの創造ということで、地域特性を生かした魅力的な都市空間を形成することを目指しまして、「2020に向けて」では、区民や事業者との協働によりまして、北区を特徴づける優れた景観を積極的に守り、育て、創出する。併せて、地域美化を推進するということです。

一つ目のところで、施策の方向性は三つありまして、一つ目、北区らしい景観の創出でございまして、こちらが、社会動向の北区の欄にも書いてございまして、北区は平成27年に景観行政団体へ移行しているということも踏まえての中身になっております。②景観まちづくりの推進、そして3番目で美化の推進という中身になってございまして、こちらは以上です。

次、24ページをごらんください。(2)の基本施策、魅力ある公園・水辺空間の形成でございまして、誰もが愛着を感じ、やすらぎとうるおいを感じることができる空間を形成することを目指しまして、「2020に向けて」では公園やみどりを核とし、民間活力を取り入れまして、崖線や水辺空間、地域のみどりを生かしたみどりのネットワーク形成、またうるおいのある都市景観の創出等、美しいまち並みを形成し、快適な区民生活や訪れた人にやさしいまちのイメージや魅力を高めるというもので、施策の方向性はお示しの三つでございまして。

一つ目の魅力ある公園づくりは、基本計画2015では、季節感あふれる公園づくりといった名称でございましたが、こちらは名称を変更してございまして、一つ目の段落の最後から2番目の行のところにありますが、個性ある公園づくりを進めて、魅力を向上さ

せる。また、以下のところですが、効率的な維持・管理を進めることで、清潔感・快適性といったものを向上させるということです。二つ目が、区民主体の身近な公園づくり。そして三つ目が、うるおいのある水辺空間づくりということでございまして、今後の課題の③にもありますように、四つの河川に囲まれている北区の地理的特性といったものも十分生かしまして、にぎわいのある水辺空間の整備を進めていくということになっております。

取組み例の③の一番下のところにもありますが、今年度北区の職員の中で、「北区版ミズベリング・プロジェクト」といったことで、調査研究なども行っておりますので、計画事業の立案のときにはそういったものも参考にしていきたいと考えているところであります。こちらは以上です。

次に、25ページにお進みください。資料の4では7ページになります。持続的発展が可能なまちづくりについてでございます。基本施策はお示しの三つで、環境分野の話になってまいります。

この分野では、単位施策の修正等を行っておりますので、これは個別でご説明をしていきます。

「区民とともに」をごらんください。

まず、一つ目ですが、地球温暖化対策に向けまして、省資源・省エネ機器の導入など、家庭でのエネルギー使用量に関しても目標を立てて実行をしていく。

また、三つ目になりますが、ごみ減量やリサイクル活動の取り組みを行う。

また、四つ目では、公害の未然防止のために地域で協力し、周辺環境に配慮していく。

そして、最後は、先ほども出ましたけれども、喫煙マナー向上のための啓発キャンペーンを区と協働で実施、推進していくとしてございます。

それでは、個別に見ていきたいと思っております。26ページをごらんください。(1)環境に負担の少ないライフスタイルへの転換ということで、将来世代に承継・持続的発展が可能なまちをつくる「地球市民」となるということを目指しまして、2020のところですが、地球温暖化対策にかかわる活動の主体となります区民・事業者の参画を促しながら、各主体が連携して取り組めるような仕組みづくりを進めていく。また、区内最大の事業者として北区役所は、省エネルギー、省資源な環境配慮行動を自ら実践しまして、他の模範となるよう、率先的な取り組みを目指すとさせていただきます。

施策の方向性は二つでございまして、再生可能エネルギー活用・省資源・省エネルギーへの取り組み。二つ目、啓発活動・環境学習の充実となっております。

少し戻りますが、今後の課題の一つ目のところにもありますが、SDGsによる重点戦略の設定ですとか、気候変動適応策の法制度化など、環境に関する新たな視点が入れられてきているということも踏まえまして、方策などを検討する必要があるという整理をしています。そういったことも踏まえましての施策の方向性という整理をしております。こちらにつきましては、以上です。

27ページにお進みください。(2)の資源循環型システムの構築です。将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちとなるということを目指し、「2020に向けて」では区民・事業者・区が協働で3Rを推進しまして、さらなるごみの減量化事業、有害な廃棄物の適正処理を実施していく。また、災害廃棄物を迅速に処理できる体制を整備

しまして、将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちを実現していくとしております。

こちら施策の方向性はお示しの三つでございます。一つ目が、区民・事業者・区の協働によります3Rの推進。②がさらなるごみの減量化。そして③がごみの適正処理の推進でございますが、基本計画2015では事業系ごみの適正処理の推進としてございましたが、必ずしも事業系ごみだけではないことも踏まえまして、ごみの適正処理という言い方に変更してございます。こちらについては以上です。

次、28ページをごらんください。(3)良好な生活環境の保全ということで、公害防止や身近な環境問題へ対応するというところでございます。

2020に向けては、北区を取り巻く環境の状況を把握しまして、情報提供を継続していく。また、事業者への適切な指導、助言、多様化する公害相談への柔軟な対応を通じまして、さらなる公害低減を図るということです。もう一つ、指定喫煙場所の環境改善を検討・実施しまして、喫煙マナーの向上を目指して、喫煙者、非喫煙者が共存できる環境を創出するというところでございます。

こちらは、施策の方向性は四つございます。まず一つ目が、公害の防止・抑制でございます。こちらは、産業型公害防止ということと、生活型公害防止という二つの内容が入っております。

二つ目が、区を取り巻く環境の把握と保全の取組みでございますが、ここも名称を変更しております。環境汚染問題への対応といった言い方から変更しております。

そして三つ目です。こちらは、新たに盛り込んだ中身、新設の単位施策でございます。喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出でございます。共存できる環境を整備していくということでございます。

四つ目のところです。こちらにも新設の単位施策でございます。廃棄物の堆積による管理不全な居住家屋、及び敷地への対応でございます。この言葉だけだとなかなかピンとこないと思われそうですが、いわゆる“ごみ屋敷問題”ということで、受けとめていただけたらと思います。居住者に寄り添った福祉的支援を行い、それにより解決が困難なケースについて、対応を検討するというところで新たに盛り込んだ項目でございます。こちらは以上です。

最後になります。資料2の29ページ、資料4では8ページになります。3-8、自然との共生という項目でして、基本施策は二つです。単位施策は一部修正をしております。

29ページの下の方、「区民とともに」をごらんください。一つ目では、みどりや多様な生物と親しむ機会を持つ。二つ目、自然環境について関心、理解を深める。四つ目、五つ目のところでございますが、まちなかですとか、民有地における緑化の維持推進を図るといったような中身になってございます。こちらは以上です。

次に、30ページをごらんください。一つ目の基本施策、自然環境の保全・創出というところで、自然と共生する、いのちあふれる快適環境を創出するというところを目指しまして、2020に向けては、みどりの多いまちの形成に向けまして、行政主体の取組みだけではなく、区民の環境学習に対する意識向上のため、講座を受講だけで完結せず、講座を受けた方々が活躍するような場の形成に向けた取組みも推進していくとい

う中身でございます。

施策の方向性はお示しの二つでございます。一つ目が自然環境の保全・創出というところ。二つ目が、自然観察や環境学習の充実という中身でございます。こちらは単位施策名を自然観察や体験学習の充実といったところから一部修正をしている中身です。こちらは以上です。

最後に、31ページをごらんください。(2)環境緑化の推進ということで、まちなかが季節の草花であふれ、区民が身近にみどりに親しむことができるという状態を目指しまして、「2020に向けて」では、公共施設および民間施設の適切な緑化基準の検討を行うとともに、民有地の緑化に関する助成制度、緑化推進モデル地区、美化ボランティアといった区民単位の活動に対しまして、支援を行うというようにしてございます。

施策の方向性は二つでございますが、一つ目の単位施策、まちなかの緑化につきましては、これまで公共空間の緑化という言い方をしておりましたが、まちなかの緑化に修正を加えています。二つ目のところが、地域緑化のしくみづくりということでございます。

こちらも駆け足の説明で恐縮ですが、資料の説明は以上です。

#### ○会長

はい、どうもありがとうございました。ご質問、ご意見、これも項目を今回も分けて行いたいと思います。

まず、最初に資料2のうちの3-4について質問、ご意見をいただいた後、次に、3-6と3-7と3-8をまとめてご質問、ご意見をお受けして、最後に資料3についてという形で進めたいと思います。

それでは、3-4の情報通信の利便性の高いまちづくりについて、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。委員、お願いします。

#### ○委員

21ページの今後の課題というところで、子どもの情報通信機器の所有が増加し、成長段階に合わせた情報モラル教育が重要となるというところで、意見ですけれども、子どもだけではなくて、小中学生の保護者にも、ぜひお便りとか、例えば学校での講演会などでいろいろと子どもたちに流行っているものだったり、巻き込まれやすい犯罪など、型通りのことではなくて、今どういったことが起きているのか、どういった危険性があるのかというのを知ってほしいなと思います。あと、例えばそういった子どもの犯罪だけではなくて、運動会などのビデオを撮影して、それをYouTubeやSNSでほかの子が映っているものをそのまま公開してしまう保護者がトラブルになったりですとか、大人のほうも他人を勝手に撮影して、SNSやインターネットにアップしている危険性だったり、そういったことを余り認識していない保護者が多いのかなと個人的に思ったりするので、ぜひ子どもだけではなく、大人が特に知っていないと、子どもにも教えられないし、一緒に子どもと家で話したりできないと思うので、こちらも考えていただけたらと思います。以上です。

○会長

どうも、ご意見ということで、事務局お願いします。  
ほかにいかがでしょうか。これはぜひ委員に聞きたいんですが、よろしいですか。

○委員

ありがとうございます。1点質問がありまして、19ページの左下に、新たなアイデアを醸成すると書いてありますけれども、これが実際、的確な言葉がではないような気がするんですが、これをそのままストレートに読んだ場合に、皆さんがイメージできるものと、行政側がこれを書いたときのイメージしたものは多分違うのではないかと思うので、この言葉については再検討していただけたらという、これはお願いでございます。以上です。

○会長

行政側で考えていらっしゃる言葉より明確に区民の皆様に伝わるようにということをお願いします。

ほかにいかがでしょうか。なかなか、昔は気軽にやれたことが、今はもうネットを使うと全世界に拡散するので、そのあたりのやっぱりリテラシーというのがきちんとされていないとまずいということだと思います。

それでは、時間もありますので、進みたいと思います。次は、3-6、うるおいのある魅力的な都市空間の整備、3-7、持続的発展が可能なまちづくり、3-8、自然との共生について、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

○副会長

今日これだけは言っておきたいということがありまして、今日の朝の日経新聞にSDGsに関する自治体のランキングが出ておりました。多分、今後北区が選ばれると、いろんな意味で選ばれていくためにSDGsってすごく大事だろうと思います。ランキングを見たときに、京都が一番でした。荒川区が17位、板橋区が8位で、北区が入っていない。荒川区が17位ということ考えたときに、これはいろいろと見直しをしていただきたいというのが、今日は申し上げたかったことでありました。以上です。

○会長

大変重要な注文ですが、いいですか。何か一言いいですか。  
ほかにいかがでしょうか。それでは委員、お願いします。

○委員

環境緑化の推進、これはよろしいのでしたっけ。

○会長

はい、結構です。

## ○委員

31ページ、地域緑化に意欲のある区民、町会・自治会のコミュニティを使ってどうのこうのとあります。実は、赤羽地域で、町会・自治会がギブアップしたところを成立学園のボランティア部で植栽をやっていただいているところがあります。これは、まちづくりの町会の皆様のご理解を得て、苗木や何かの助成をしていただいているんですが、住民が非常に喜んで、年に3回植えかえるんです。きれいに植えかわります。高架の横のところ。何て言うんですか、運動施設があるそばです。そういうことがありますので、区内でも高等学校、あるいは中学校があるので、なかなかまちの年寄りに限界が見えているのが多いところがありまして、例えば東十条の南口、ある町会がやっていたんですが、水道がないし、非常に高いところと差があるので、難しくやめちゃいました。そういう意味で、高校生なんかにお願いすると、非常にいい成果が出ております。先日、日本善行会から表彰を受けまして、非常に学校としても名誉なことだということで喜んでおりますので、ぜひそういうことも頭の隅に置いていただくといいのかなと思っております。ご協力に私の立場でも感謝申し上げます。ありがとうございます。

## ○会長

どうもありがとうございます。事務局、よろしくお願ひします。  
ほかにいかがでしょうか。はい、委員。

## ○委員

簡単に申し上げます。豊島区がトイレの美化などに力を入れ、マップができましたが、もともとネームライツをとろうという、新宿区が先行していたものを目指してやりました。結局ネームライツは余りうまくいかなかったようなんですが、情報マップはとても必要なことだろうと思います。今の委員からのお話は、いわゆる民間といった場合に、企業ばかり、あるいは住民ばかりをイメージするんじゃなくて、私立の学校も含めたところも対象としてものを考えていくと、これはパークマネジメント、あるいはトイレも合わせて、ネームライツという、お金をとることはできなくても、例えば成立学園がちゃんと手入れをしているトイレということになり、それは、事業者を使っても構わない。

しかし、我々がウオッチして気がついたら、きれいにするという、そういう活動につながっていくと思うんです。企業も例えばセブンイレブンのそばにある公共トイレは、そのセブンイレブンがしっかり面倒を見ているという、そういうネームライツのあり方というものもあるのではないかと思います。

したがって、ここに書いてある民間活力の導入などというときに、今までは、この公園だとか、トイレを管理するセクションに全部任せてしまう、こういう傾向があるんですね。これだけのことをやろうと思うんだったら、私はぜひこれは企画が中心になって、関連する部署が全部手を取り合いながら進めていく必要がある。それがまさにパークマネジメントであり、トイレトマネジメントにつながっていくんだらうというふうに思います。このことは、観光にもつながる、まちのにぎわいづくりにもつながる、まちの安心・安全にもつながる。物すごく大切な要素だという認識を行政全体で捉えていただ

きたい。これはお願いでございます。以上です。

#### ○会長

どうもありがとうございます。大変貴重なご意見をお二方からいただきました。お金をもらうだけではなくて、マネジメントしてもらうということ、特に若い人たちに参加してもらうと、彼らの意識が変わるだけで、汚れ方が違うということなので、これはぜひお願いしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後になりますが、資料3と4について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。委員、お願いします。

#### ○委員

1点だけ。先ほどのことともちょっと絡むんですが、例えば、資料の4の3-6と3-8が大分重複しているようにも見えるので、前回も申しましたけど、この体系がどのような理屈で成り立っているのかが書かれていないので、分ける理由があるのかもしれないですが、魅力的な都市空間の整備のところにいるおいのあるというのが、これだけ何か自然との共生と大分重複しているようにも見えるので、これは単なる感想ですけども、調整できるのかどうかは感想として思っただけです。

#### ○区

ありがとうございます。こちらなんですけれども、基本計画の上位のところ、北区基本構想というのがあります。そこで決まっている施策の体系というのがありまして、この3-1とか3-2とかというあたりは、基本構想から来ているものなので、その組みかえが現段階ではできないということになります。

基本施策に関しましても、修正を今回はしていかないということで、基本施策のその下のこの資料で示す丸数字の単位施策の部分に関しては、修正や変更、新しく設けたりということをしていくことになってございます。以上です。

#### ○会長

ということだそうですが、基本構想は次回練り直していくときの宿題ですね。お願いします。

ほかによろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。いつもは最後に発言されていない委員に振るんですが、今回は全員にご発言していただいたので、言い残したということがあればこの機会に。よろしいでしょうか。大変多岐にわたるご意見、貴重なご意見をたくさんいただきましたので、事務局のほうに対応していただきたいと思います。

特別には繰り返しませんけど、できるだけわかりやすく、例えば、ポンチ絵というお話がありましたけど、やっぱり図解とか、そういったことで区民が理解しやすいようにするという工夫もぜひしていただきたいと思います。それから、シェアカー、シェアサイクル、そういったシェアソサエティといった次に来るだろうということも見越して、

そこも視野に入れたような形でぜひ最終的にしていただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは、事務局から次回以降の日程について、お願いをします。

#### ○区

本日は、長時間にわたりまして、たくさんのご意見をありがとうございます。次回の日程につきましては、次第の下段にお示しのとおり、来月、2月5日火曜日、午後6時30分から、今度は北とぴあ14階のスカイホールで開催いたします。開催通知は別途送付をさせていただきます。このときには、これまでいただいたご意見等を踏まえて、どんな形で計画改定に生かしていけるかといったあたりをまとめさせていただいたものをご提示して、ご議論いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。以上です。

#### ○会長

はい、ありがとうございます。あと2回ということですが、次回2月5日には、全貌が見えてくるというようなことを期待していきたいと思います。

それでは、委員の皆様からその他で何かございますか。よろしいですか。なければ、本日の検討会はこれで終了です。

また、9時を回ってしまいました。司会がもう少しきばきしていればよかったのかもしれないんですけど、でも言いわけになりますけど、今日も大変重要なテーマでしたので、委員の皆さんからもたくさん貴重なご意見をいただけて、本当によかったと思います。長時間にわたり、ご議論いただきありがとうございます。